

# 新型コロナウイルス感染症緊急支援融資制度・助成金情報

(公社) 沖縄北部法人会

## 沖縄県

・新型コロナウイルス感染症に関する各種情報

- ①お問い合わせ・各部局公開情報
  - ②県主催のイベント・会議の開催情報
  - ③新型コロナウイルス感染症に対する支援策等
- 問合せ先：知事公室広報課 098-866-2020

・新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対する中小企業セーフティネット資金の適用について  
(R2.2.21) 【沖縄県商工労働部中小企業支援課（金融班）】

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/keiei/kinyu/singatakorona.html>

## 厚生労働省（沖縄労働局）

・新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口、雇用調整助成金など

問合せ先：職業対策課 098-868-3701

受付時間：08：30～12：00,13：00～17：15（土・日・祝日を除く）

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施

[https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/news\\_topics\\_00004.html](https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/news_topics_00004.html)

・小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_0002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_0002.html)

## 経済産業省

・支援策パンフレット

- 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策  
(R2.3.11 更新)

・新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

【無利子・無担保融資（7・8ページ）】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

【令和2年3月11日現在】

お客さま / 経営者の皆さまへ

## 新型コロナウイルスに係る政府支援策について

日頃は弊社業務にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国内で新型コロナウイルスの感染が相次ぎ、企業経営にも影響がおよぶ中、政府は事業者向けの資金繰り支援措置を発動することを発表しました。ついては政府の発表内容および政府情報サイトについてお知らせします。また事業所内での感染防止のため、引き続き咳エチケットや手洗いなど、感染症対策を行いましょう。対策用のチェックリストを付属しておりますので、ご参考ください。

### 1. セーフティネット保証4号の発動について

2020年2月28日、経済産業省より下記の内容が発表されました。詳細は出典元のURLをご確認ください。  
経済産業省「新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者対策を講じます（セーフティネット保証4号の指定）」  
URL: <https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

経済産業省は、先般発生した新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号を発動することを決定しました。この措置により、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証と別枠の保証が利用可能となります。

先般全国47都道府県から、新型コロナウイルス感染症によって多数の中小企業・小規模事業者が事業活動に影響を受けている、または受けるおそれが生じたとして、セーフティネット保証4号※の指定の要請がありました。

※売上高等が減少している中小企業・小規模事業者の資金繰り支援措置として、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証する制度です。

これを踏まえ、経済産業省は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者の資金繰り支援措置として、以下の地域を対象にセーフティネット保証4号を発動することとしました。

【指定地域】47都道府県

【対象者】以下のいずれにも該当する者として市区町村の認定を受けた中小企業者

1. 指定地域において1年以上継続して事業を行っていること
2. 新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して、20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

【保証限度額】2億8,000万円 ※一般保証とは別枠

【保証割合】融資額の100%を保証

【保証料率】0.8%

【指定期間】令和2年3月2日（月曜日）から令和2年6月5日（金曜日）まで

**\*弊社と当該保証制度には関係はございません。**

**融資につきましては、個別の判断となりますこと、ご了承ください。**



## 2. 新型コロナウイルスに関する政府の情報サイト

企業さまの活動に役立つと思われる政府の情報サイトをまとめました。下記URLからご確認いただけます。

### 政府ポータル：内閣官房新型インフルエンザ等対策室

- 新型コロナウイルス感染症の対応について

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

### 経済産業省

- 新型コロナウイルス感染症関連 ※セーフティネット保証4号以外も含め事業支援策が案内されています。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

### 厚生労働省

- 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

## 3. 企業さま向け感染対策ポイント

従業員同士の接触を減らす	通路を一方通行にすることや、食堂などを時差利用にすることで、従業員同士の接触回数を減らすことができ、従業員への感染の防止につながります。
来訪者管理の徹底	来訪者が事業所に入る前に、検温を行い、発熱している場合は、入場を拒否することも感染拡大の防止につながります。
通勤方法の変更	満員電車などでは、多くの人と接触するため、感染の危険性が高まります。そのため、従業員が通勤ラッシュ時の電車などの利用を避けるために、時差出勤や自家用車、自転車などによる出勤の推進が重要となります。
手洗いの徹底	事業所の入口に手洗い場所を設置し、従業員に手洗いを徹底することが重要となります。手洗い場所の設置が難しい場合は、速乾性の消毒用アルコール製剤を設置することも有効です。
外出や対面の会議を避ける	従業員の顧客への訪問や、対面の会議への出席を極力禁止し、外出先での感染を避けるよう心掛ける必要があります。
従業員の健康管理の強化	全従業員に、定期的な検温を徹底し、発熱などの症状がある場合は、出社しないよう指導することも有効となります。
感染の危険性の評価と対策の実施	職場の中で、従業員同士の机の距離が近い場所や多くの人が集まる場所では、従業員への感染が拡大してしまう可能性があります。そのため、職場における感染の危険性を評価し、感染の危険がある場所については、対人距離（2メートル以上）を確保するために勤務スペースのレイアウトを変更するなどの対策を実施する必要があります。
地域の関係者などの協議	ビルにテナントとして入っていたり、地域的な組合に所属していたりする場合は、ビルの所有者や組合事務局などと、感染拡大を防止するために、どのような対応をするのかについて、よく話し合っておくことも重要です。
企業における備蓄	新型コロナウイルスの発生後には、品不足などにより、マスク、速乾性の消毒用アルコール製剤などの感染防止のための物品の入手が困難となることが予想されます。このため、あらかじめ感染防止のための物品を必要な数量備蓄しておくことをお勧めします。